

箕面有料道路をご利用の皆様へ

➤ 箕面有料道路におきまして、これまでの普通車用に加え、新たに軽自動車等用の箕面有料道路通行券（社会実験通行券）を販売いたします。

なお、皆様にお求めいただきやすい価格設定とするため、50回券綴及び100回券綴を廃止し、10回券綴のみの販売とさせていただきます。

大阪府道路公社

1 目的

ご利用の皆様の利便性を図るため、普通車及び軽自動車・自動二輪車等にかかる箕面有料道路通行券（社会実験通行券）を販売いたします。

本通行券をご利用いただくことによりまして、通行の都度、現金をご用意いただくことが不要となります。

2 通行券の種類

券種 \ 車種	軽自動車等	普通車
10回券綴	3,600円	4,100円

3 販売開始日

平成26年4月1日

4 販売場所【これまでと変更なし】

○ 箕面有料道路料金事務所及び料金ブース ☎072-769-6430

⇒ 料金事務所は全日（9:00～12:00、13:00～17:00）

⇒ 料金ブースは全日（終日）

○ 本社（大阪市中央区谷町3-1-18 NS21ビル4階）☎06-6941-2511

⇒ 月～金（年末年始及び祝日を除く。）（9:00～12:15、13:00～17:00）

箕面有料道路通行券に関するQ&A

Q1 箕面有料道路通行券（社会実験通行券）とは何ですか？
通常回数通行券とどこが違うのですか？

A1

- 箕面有料道路通行券は、料金割引社会実験用として、軽自動車・自動二輪車等の通行料金を360円に、また、普通車の通行料金を410円で試行しております箕面有料道路におけます割引のない通行券です。
(綴枚数により、一定の割引がある回数通行券とは異なります。)
現金で通行されるお客様の利便を図ることを目的としております。

Q2 なぜ割引がないのですか？

A2

- 料金割引社会実験の実施に際して、通常の通行料金（軽自動車等510円、普通車620円）から割り引いた料金としておりますので、更に割引をすることは考えておりません。
ご理解の程、お願いいたします。

Q3 券面表示と異なる車種で通行することは可能ですか？

A3

- 通行券に記載されております車種で通行をお願いいたします。

Q4 この通行券は、記載されている路線以外でも使用できますか？

A4

- 他の路線ではご利用いただくことができません。ご理解の程、お願いいたします。

Q5 平成26年3月末までに購入した以前の通行券（普通車50回券綴・100回券綴）は、そのまま使用できますか？

A5

- 購入済みの通行券は、そのままお使いいただけます。なお、その際、差額は徴収いたしません。

Q6 通行券が不要になった場合、払戻しはしてもらえるのですか？

A6

- 原則として払戻しはいたしません。
ただし、貸付有料道路通行券そのものが廃止された場合や料金徴収期間が満了（＝無料開放）した場合等には、払い戻しいたします。

Q7 社会実験が終了した場合、通行券は使用できなくなるのですか？

A7

- 通常の通行料金との差額（軽自動車等の場合150円、普通車の場合210円）をお支払いいただければ、ご利用いただけます。
ただし、料金ブースでの渋滞を避けるため、そのような場合には、回数通行券との交換による通行にご協力いただきますよう、お願いいたします。
※ 上記の回数通行券との交換に当たりましては、本通行券の残枚数により計算した金額と回数通行券（11回券・60回券・100回券）の価格との差額をご負担いただくこととなります。